

山梨県公報

第二千五百八十八号

平成二十八年

三月十四日

月曜日

甲州市役所
四 異議申立期間

平成二十八年四月十三日から同月二十七日まで

山梨県告示第八十九号

- 目 次
- 告 示 次
 - 換地計画の決定……………一四七
 - 道路の区域変更……………一四七
 - 道路の供用開始(三件)……………一四七
 - 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(五件)……………一五三
 - 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一五三
 - 人事委員会 誤
 - 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一四五

一 道路の種類 県道
二 路線名 日野春停車場線
三 道路の区域

山梨県知事 後藤斎

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から平成二十八年四月四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十四日

告 示
山梨県告示第八十八号 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畠地帯総合整備事業(玉宮地区玉宮第三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 なお、この公告に係る決定に対し異議があるときは、これを申し立てることができ る。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤斎

新	間		旧新の別 (メートル)
	北杜市須玉町若神子字下和田四八四七番一 地先から 北杜市須玉町若神子字鯨四三九〇番三地先 まで	北杜市須玉町若神子字下和田四八四七番一 地先から 北杜市須玉町若神子字鯨四三九〇番三地先 まで	
八・二・〇 四〇・三	八・二・〇 六・五・三	八・二・〇 一一・〇	敷地の幅員 (メートル) 三五五・二
	三〇三・九		延長 (メートル)

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く)において、この告示の日から平成二十八年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤斎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日
四日市场上 野原線	都留市朝日曾雌字瀬戸四四五番 都留市朝日曾雌字瀬戸四四五番	都留市朝日曾雌字瀬戸四四五番 都留市朝日曾雌字瀬戸四四五番	一地先から 一地先まで	（メートル）	平成二十八年三月十四日
二九・二	二九・二	二九・二	（メートル）	平成二十八年三月十四日	年三月十四日

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から平成二十八年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤斎

県道	道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日
甲府韋崎線	地先から 地先まで	韋崎市本町三丁目四二二八番一 韋崎市本町三丁目四二二五番二	三三一・二	（メートル）	平成二十八年三月十四日
			三三一・二	（メートル）	年三月十四日

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所峠北支所において、この告示の日から平成二十八年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤斎

種類	道路の	路線名	区間	延長	供用開始の期日
	路線名	区間	延長	（メートル）	供用開始の期日

公告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字平二三〇一、二四一六、二四一七	内藤末子

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字平二三〇五、二三〇六、二三〇八、二三一二、二三一四から二三一七まで、二三二六、二三九七の二、二三九八の二、二四〇四、二四〇五	内藤末子

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字平二三三三一	内藤義清、内藤宗勝

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町一色字平二四二一	都築飛路與

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町下部字上ノ山七一二	石部ゆかり

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町下部字上ノ山九六〇の一	高橋叶

県道	茅野北杜韋崎線	北杜市長坂町富岡字富岡六	九一・五	平成二十八
		九番一地先から		
		北杜市長坂町富岡字富岡三		

南巨摩郡身延町下部字上ノ山九六二、九六三の一、九六三の三、九六三の四、九六三の七、九六三の八	中野敏夫
南巨摩郡身延町下部字大村五四	
南巨摩郡身延町上田原字仲村一〇三六の乙	若林亀吉
南巨摩郡身延町上田原字仲村一〇三九	佐野かつ
南巨摩郡身延町常葉字常盤敷七四九〇の二	小松嘉彦
南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇七八	曾谷文藏
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七五六	渡邊富吉、鈴木かめ
南巨摩郡身延町川向字日向八二〇	鈴木かめ、渡邊藤吉
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七五六	鈴木富士太郎
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六六	鈴木菊次郎
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六九、七七四、字日向八一九	鈴木進
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六九、七七四、字日向八一九	鈴木虎市
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一八九、字前畠八九、字前澤二一五、二一八、二三三、二三四	佐野誠
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一九〇、一九二、字前畠八七、八八	佐野清治
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一一三、字前畠七四	佐野昌仁
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二一六	佐野寛二
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二一四、二二九	株式会社白青不動産
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二二六	佐野道男
南巨摩郡身延町上田原字孫田一三四四の乙	奥野重男
南巨摩郡身延町上田原字孫田一三四六三の二、字孫田一五七五から一五七八まで、一五七八の乙	望月正之

南巨摩郡身延町上田原字仲村八二〇	大原光重
南巨摩郡身延町常葉字竹ノ島向七〇七八	曾谷文藏
南巨摩郡身延町常葉字常盤敷七四九〇の二	渡邊富吉、鈴木かめ
南巨摩郡身延町川向字日向八二〇	鈴木かめ、渡邊藤吉
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七五六	鈴木富士太郎
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七五六	鈴木菊次郎
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六六	鈴木進
南巨摩郡身延町川向字家ノ前七六九、七七四、字日向八一九	鈴木虎市
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一八九、字前畠八九、字前澤二一五、二一八、二三三、二三四	佐野誠
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一九〇、一九二、字前畠八七、八八	佐野清治
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字松森一一三、字前畠七四	佐野昌仁
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二一六	佐野寛二
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二一四、二二九	株式会社白青不動産
南巨摩郡身延町桃ヶ窪字前澤二二六	佐野道男

南巨摩郡身延町道字森一七八九

佐野重兵エ

南巨摩郡身延町道字森一七九〇、一七九七の内一、
字和田前一九一の二

小嶋嘉津江

南巨摩郡身延町道字森一七九七

赤池勝太郎

南巨摩郡身延町道字森一七九一

赤池澄江

南巨摩郡身延町上田原字清水一〇九六、一二二〇の
乙、一二二三、一二二四

小林明子

南巨摩郡身延町道字高萩一六四八、一六四九

佐野桂

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年一月二十九日農林水産省告示第二百十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後藤 蔡

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

通知の相手方

南巨摩郡身延町西鳴字越道一二二三、一二一四三

佐野昌史

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一六六二

笠井致敬

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一六九五

笠井政五郎

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一七一二

笠井松太郎

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一七三三

笠井基

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一七六八

笠井長亀

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一七八二、二七八三の一、
二七八三の二

望月まさ

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥一七九〇の二、二六九一から二六九三まで、二六九七、二六九七の内一、二六九七の内二

望月弘喜

南巨摩郡身延町西鳴字沢奥二六九六の二

笠井英俊

南巨摩郡身延町西鳴字葉師堂二三二一、二三二三

佐野奥右工門

南巨摩郡身延町西鳴字葉師堂二三三一

笠井亨太郎

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県厅及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年一月二十九日農林水産省告示第二百十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後 藤
斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の三	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の四	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の五	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の八	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の一一	星野良仁
南巨摩郡身延町古長谷字上ノ原一〇の一二	星野良仁
南巨摩郡身延町西嶋字白欠二四〇二の三	佐野重助
南巨摩郡身延町大塩字日向二三九〇、二三九二の二	佐野重助
南巨摩郡土砂の流出の防備	佐野重助

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県厅及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十八年一月二十九日農林水産省告示第二百十七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年三月十四日

山梨県知事 後 藤
斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町手打沢字落倉一九一九	赤池うめの、江藤龍藏、大芝晃一、笠井金藏、笠井三四三、笠井武一、笠井鶴次、窪田正雄、佐野虎雄、津嶋孝行、埜村賢一、埜村正、埜村正年、埜村基之、幡野奈々代、樋川芳包、深沢與一、深沢巖、深沢和一、深沢和重、深沢さちの、深沢君子、深沢清、深沢清重、深沢金藏、深沢清明、深沢政一、深沢正一、深沢政時、深沢台徳、深沢辰雄、深

南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五七、一四七	山下新作	沢長作、深沢恒治、深沢友治 郎、深沢登、深沢寛一、深沢 藤重、深沢文吉、深沢ふみの、 深沢芳房、深沢政春、深沢盛 雄、深沢康彦、深沢やよ、深 沢豊治、深沢利保、深沢良明、 藤森寛栄、星野公夫、望月三 壽、望月正太郎、望月時康、 望月春之助、望月正明、望月 泰光、望月豊、山下恭三、山 下孝明、山下重春、山下正喜、 山下久吉、依田亀太郎、依田 壽太郎、依田知則、依田常昌、 依田孝憲、依田武雄、依田忠 治、依田博雄、依田貢、依田 利正、渡辺壽、深澤始末
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下愛治	○
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四七四	望月榮三郎	南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五七、一四七
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下新作	南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五七、一四七
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下愛治	○

南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五七、一四七	山下新作	二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下愛治	三 変更後の指定施業要件
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月榮三郎	(一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月三好	2 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月仁司	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月安平	(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	山下朝治	四 保安林の指定施業要件変更の告示 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定 により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 平成二十八年一月二十九日農林水産省告示第二百二十号
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月喜十郎	平成二十八年三月十四日
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月喜重	山梨県知事 後 藤 斎
南巨摩郡身延町八日市場字大子山一四五九	望月喜重	一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方 指定施業要件変更保安林の所在場所
南巨摩郡身延町折門字澤八四二	春沢隆、都築三枝	通知の相手方 内藤一

南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二七、二二八	今福歳文、今福秋太郎、今福要、今福友義、今福吉久、今福輝行、今福一
南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二四の一	今福喜作、今福賢治、今福秋太郎、今福要、今福友義、今福吉久、今福輝行、今福一
南巨摩郡身延町八坂字大八坂二二三の一〇	今福輝行
南巨摩郡身延町八坂字大八坂一七一	今福一

山梨県人事委員会 委員長 中 矢 惠 三	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
別表第十二警察部局の部警察本部の項中「課長」を「課長」を「科学捜査研究所長」に、「府舎整備室長」を「府舎管理室長」に、「犯罪被害者支援室長」を「犯罪被害者支援室長」を次のように改正する。	山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号）の一部
に、「許認可管理室長」を「許認可管理室長」	に、「許認可管理室長」
に、「許認可管理室長」を「航空整備官」	に、「航空整備官」
少年サポートセンター所長」を	少年サポートセンター所長」を
理官 六種	理官 六種
（人事委員会が認める者にあつては五種）	（人事委員会が認める者にあつては五種）
六種	六種
（人事委員会が認める者にあつては五種）	（人事委員会が認める者にあつては五種）
六種	六種
（人事委員会が認める者にあつては五種）	（人事委員会が認める者にあつては五種）
に改める。	に改める。
甲府警察学校	甲府警察署
校務企画官	会計管
甲府警察署	会計管

山梨県人事委員会規則第十二号	山梨県人事委員会規則第十三号
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年三月十四日	平成二十八年三月十七日から施行する。
人事委員会	附 則
	この規則は、平成二十八年三月十七日から施行する。

山梨県公報 第二千五百八十八号 平成二十八年三月十四日

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。

別表第七本部の項中 「課長
科学捜査研究所長」 を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年三月十七日から施行する。

正 誤

ページ	段
行	誤
十二	正

○ 平成二十八年二月二十五日（第二千五百八十三号）山梨県告示第五十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）

一〇五 上 終わりから 山梨県告示第五十九号

山梨県告示第五十九号